

平成24年1月30日

宇都宮市議会議長 金子和義様

議会制度検討会議

会長 中山勝二

議会制度検討会議における検討結果について（中間答申）

平成23年7月より、議会制度の見直しについて検討を進めてきたところでありますが、下記の事項については、優先的に検討、結論を出すべき事項として取り扱い、その検討結果がまとまりましたので、別紙のとおり答申いたします。

記

- 1 海外視察の自粛
- 2 一般質問における対面方式、質問方式の選択制
- 3 代表質問制の明確化
- 4 賛否の公表
- 5 議会広報紙の内容充実
- 6 執行部の会派説明の見直し

1 答申内容

(1) 海外視察の自粛

【検討結果】

例年実施してきた友好姉妹都市等への海外視察については、東日本大震災や経費削減にかんがみ、今任期中は自粛する。

(2) 一般質問における対面方式、質問方式の選択制

【検討結果】

一般質問において、対面方式、質問方式の選択制（一問一答、一括質問）を、平成24年3月定例会から、下記のとおり試行的に実施する。

ア 質問席の設置等

現在の議席9～12番の前に質問席を設置する。これに伴い、議席9～12、21～24、33～36、44～47番の座席を後ろにスライドさせる。また、現在の議席11番の座席は、当初質問、または一括質問に対する答弁を聴取するための席（待機席）とする。（資料1「議場見取り図」参照）

イ 質問席の設置に伴う設備

- ・マイクは、現在、説明員が自席答弁で使用している有線マイクと同等のものとする。
- ・新たにカメラ、モニターは設置せず、既存のカメラで対応する。
- ・残時間表示の時計は、簡易的な方法により設置する。

ウ 質問場所等

- ・一問一答方式は、当初質問から新たに設置する質問席で行う。なお、当初質問に対する当初答弁は、待機席で聞くこととする。
- ・一括質問方式（再質問より一問一答）は、当初の一括質問において、演壇、または質問席のいずれかを選択でき、再質問からの一問一答は質問席から行う。なお、当初質問に対する答弁は、待機席で聞くこととする。
- ・一問一答方式及び一括質問方式における当初質問に対する答弁は、演壇で行い、再質問に対する答弁は、説明員の自席で行う。

エ 持ち時間

- ・一問一答方式は、質問、答弁、すべてを含めて75分以内とする。なお、答弁時間が75分内に確保されるよう、時間管理に十分留意する。
- ・一括質問方式については、当初質問と再質問は、従前どおりそれぞれ30分

以内，15分以内（答弁を含む）とする。

- オ 一問一答方式における一問の範囲
一問の範囲は大項目とする。（資料2「発言通告書記載事例案」参照）
- カ 発言通告書
様式は，資料3「発言通告書」のとおり改める。

（3）代表質問制の明確化

【検討結果】

従前，3月定例会で実施してきた「代表質問的な一般質問」を明確に代表質問と議運申し合わせに規定し，平成24年3月定例会から，下記のとおり実施する。

- ア 実施する定例会
毎年3月定例会において実施する。なお，代表質問を実施するか否かは，各会派の判断による。
- イ 代表質問を行う順番
所属議員の多い会派から順に行う。
- ウ 代表質問における質問範囲
質問範囲は，特に定めない。
- エ 質問方式
一括質問方式（再質問より一問一答）とする。なお，当初の一括質問は演壇で行い，再質問は質問席で行う。
- オ 発言通告書
様式は，資料3「発言通告書」のとおり改める。
- カ その他
代表質問は，これまでの1人当たり質問回数年2回の枠に含める。

（4）賛否の公表

【検討結果】

議案等の賛否の公表については，下記のとおり実施する。

- ア 公表媒体
議会広報紙とホームページによって公表する。
- イ 掲載方法
・議会広報紙においては会派単位，ホームページにおいては議員単位で，それぞれ賛否を掲載する。なお，会派内で賛否が分かれた場合は，注釈を入れる

など，その旨が分かるようにする。

- ・ 議会広報紙については，資料 4 - 1 「広報紙掲載方法」に基づき掲載し，ホームページについては，資料 4 - 2 「ホームページ掲載方法」に基づき，PDF ファイルにより掲載する。

ウ 実施時期

ホームページによる公表は，平成 24 年 3 月定例会から実施し，議会広報紙による公表は，平成 24 年 6 月定例会から実施する。

エ 賛否の確認方法

議運の協議結果とあわせて，本会議における表決を目視等により確認する。

(5) 議会広報紙の内容充実

【検討結果】

議会広報紙のページ数をふやし，内容の充実を図る。なお，具体的な内容の検討は，広報委員会において行う。

(6) 執行部の会派説明の見直し

【検討結果】

従前，執行部からの申し出により，全会派に対して実施されてきた施策・事業の個別説明については，執行部が同様の説明を繰り返し行うことになるため，議員協議会室において全議員対象に一括して説明を行う形に見直すよう執行部に申し入れる。なお，見直すに当たっては，全議員を一堂に会して説明を行うことから，結果として，全会派，全議員がそろわないことは，やむを得ないものとする。

2 検討経過

平成23年

7月 1日 **第1回検討会議**

- ・正副会長を選任
- ・第2回検討会議の進め方について確認

8月 1日 **第2回検討会議**

- ・議会改革として検討すべき事項について、各会派からの提案説明及び質疑

9月29日 **第3回検討会議**

- ・今後の進め方について協議

11月 7日 **第4回検討会議**

- ・議会基本条例の取り扱い（制定時期，制定作業の進め方等）について協議し，議会基本条例と各検討事項の検討を並行して進めることを決定
- ・平成23年度に検討すべき事項について協議

11月22日 **第5回検討会議**

- ・平成23年度中に検討，結論を出すべき事項について協議（「海外視察の自粛」「代表質問制の明確化」「常任委員会の『その他』における通告制」「議員間の自由討議の規定」「賛否の公表」）
- ・作業部会を設置することを確認

11月30日 **第6回検討会議**

- ・作業部会の委員を選任
- ・平成23年度中に検討，結論を出すべき事項について協議（「一般質問，回数，発言順位決定方法の検討」「議会広報紙の内容充実」「執行部会派説明廃止し，議員協議会で説明」「控室の使い方」「議会人事を年度に合わせる」「節電対策」）

12月13日 **第1回作業部会**

- ・「賛否の公表」「代表質問制の明確化」「一般質問，回数，発言順位決定方法の検討」について協議

12月20日 **第7回検討会議**

- ・作業部会の検討結果について協議

12月22日 **第2回作業部会**

- ・「一般質問，回数，発言順位決定方法の検討」「代表質問制の明確化」「議会人事を年度に合わせる」「議員間の自由討議の規定」について協議

平成 2 4 年

1 月 1 6 日 **第 3 回作業部会**

- ・「賛否の公表」「代表質問制の明確化」「一般質問，回数，発言順位決定方法の検討」「議会人事を年度に合わせる」「議員間の自由討議の規定」について協議

1 月 2 3 日 **第 8 回検討会議**

- ・作業部会からの検討結果について協議
- ・平成 23 年度中に検討，結論を出すべき事項のうち，検討結果がまとまった事項については，議長に答申することを決定

3 委 員

議会制度検討会議

会 長	中 山 勝 二
副会長	塚 田 典 功
委 員	荒 木 英 知
同	福 田 智 恵
同	馬 上 剛
同	木 村 由美子
同	小 林 紀 夫
同	西 房 美
同	荒 川 恒 男
同	真 壁 英 敏
同	金 沢 力
同	南 木 清 一
同	阿久津 均
同	藤 井 弘 一
同	細 谷 美 夫

議会制度検討会議作業部会

部会長	塚 田 典 功
委 員	木 村 由美子
同	小 林 紀 夫
同	荒 川 恒 男
同	真 壁 英 敏
同	藤 井 弘 一